

食器洗浄作業等部外委託契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の食器洗浄作業等部外委託契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、甲の示した仕様書に従い、役務を履行するものとし、甲は、役務の対価として、その代金を乙に支払うものとする。

2 甲及び乙は、契約の履行に当たり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項によることができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、役務の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 乙は、役務の履行を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

(特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

(労働環境)

第4条の2 乙は、この役務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条の規定に基づき、役務を実施する従業員に対して労働環境を整えるものとする。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その

指示を受けなければならない。

（機器、器具等の使用）

第6条 甲は、必要と認めたときには、役務履行に必要な機器、器具等を乙に使用させることができる。

2 乙は、甲から使用を許された機器、器具等を善良な使用者としての注意をもって取扱わなければならない。

（作業の発注）

第7条 甲は、1か月又は3か月ごとに乙が作業を行う期日及び食事区分を書面により、乙に通知するものとする。

2 前項の通知は、作業を行う月の前月20日までにを行うものとする。

（作業量）

第8条 作業量は、契約書又は仕様書に定める基準数量によるものとし、毎回の実際の作業量に増減があった場合についても、代金の変更は行わないものとする。

（作業員の届出）

第9条 乙は、作業に従事させようとする者について甲の定める様式により、届出を行い、甲の承認を受けるものとする。

（衛生）

第10条 乙は、この契約による作業に従事させる者について、毎月、甲の指示に従って衛生上の検査を受け、その結果を甲に書面で提出するものとする。

2 乙は、乙及びその従業員並びにその近在に伝染病が発生したときは、履行の中止を甲に申し入れるとともに、甲の指示に従うものとする。

（契約の変更）

第11条 甲は、委託事項について必要がある場合には、契約書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により契約金額を変更する場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

（事情の変更）

第 1 2 条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(危険負担)

第 1 3 条 天災地変、その他乙の責に帰しがたい理由により、作業が行われないときは、乙は、当該不履行部分についての役務履行を免れるものとし、甲は、当該不履行の部分に相当する代金を支払わないものとする。

2 前項の規定のほか、この契約履行に当たり生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合には、この限りではない。

3 前項ただし書の場合において、乙が保険金、損害賠償、その他の代償又は代償の請求権を取得したときには、その価格の限度で甲はその負担を免れるものとする。

(監督官)

第 1 4 条 甲は、必要と認めるときは、役務の履行について、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、乙が実施するこの契約の履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(検査)

第 1 5 条 乙は、委託作業が完了したときには、役務完了を甲に通知するものとし、甲は、契約書等の定めるところに従い、検査を行うものとする。

2 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立会わなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときには、欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

(代金の支払)

第 1 6 条 乙は、前条に定める検査に合格した場合には、毎 1 月分を取りま

とめ翌月に甲に対し適法な支払請求書を提出するものとし、甲は、これを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

- 2 単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

（支払遅延利息）

- 第17条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（有償の契約解除）

- 第18条 甲は、乙が次の各号に掲げる一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する理由により、乙が委託事項を実施することができなくなった場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって、契約の目的を達する見込みがないとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。

- 3 前項に定める解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額

抜き契約単価を乗じ、その額から履行済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切り捨て）を加算した額とする。

- 4 乙が前2項に規定する違約金を指定した期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第19条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第11条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第20条 甲は、必要があると認めるときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第21条 乙の責に帰すべき理由により、官の機器、器具及び器物等を亡失若しくはき損するほか、甲が損害を受けた場合には、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときには、甲は、その差額を乙から徴収することができる。
- 3 第1項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 4 乙が第1項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損

害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第18条第4項の規定を準用する。

- 5 作業中に生じた作業員の負傷、その他災害についての補償は乙の負担とする。

(相殺)

第22条 甲は、乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有する場合、その債権と債務の対等額について相殺することができる。

(信用等の調査)

第23条 甲は、契約金額の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

- 3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第24条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らしてはならない。

(人権配慮の取組)

第25条 この契約においては、受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(その他)

第26条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。